

亀山市告示第129号

亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）第7条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は亀山市税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が平成28年4月14日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

平成28年4月28日

亀山市長 櫻井 義之

指 定 地 域
熊 本 県